

議案第7号

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例

かすみがうら市印鑑条例（平成17年かすみがうら市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「多機能端末機」の次に「又は申請補助端末機」を加え、同条中「接続された端末」を「接続された端末機」に、「いう」を「いう。）又は申請補助端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等の申請の受付及び申請を受領する機能を有するものをいう）」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。